

温室効果ガス排出量の算定方法

ノリタケ株式会社

算定対象範囲（バウンダリ）

ノリタケ株式会社、日本レチボン株式会社、株式会社菱和、株式会社ゼンノリタケ、広島研磨工業株式会社、共立マテリアル株式会社、株式会社キヨリックス三重、ノリタケ伊勢株式会社、株式会社ノリタケTCF、株式会社ノリタケマシンテクノ、株式会社ノリタケの森、NORITAKE U.S.A., INC.、NORITAKE SHANGHAI TRADING CO., LTD.、NORITAKE ABRASIVES (SUZHOU) CO., LTD.、NORITAKE TAIPEI CO., LTD.、NORITAKE SA (THAILAND) CO., LTD.、DIA RESIBON (THAILAND) CO.,LTD.、SIAM COATED ABRASIVE CO., LTD.、NORITAKE SCG PLASTER CO., LTD.、PT. NORITAKE INDONESIA、NORITAKE LANKA PORCELAIN (PVT) LIMITED、NORITAKE (AUSTRALIA) PTY. LTD.、NORITAKE EUROPA GMBH、ITRON (U.K.) LIMITED
--

スコープ／カテゴリ		算出方法
スコープ1		燃料の使用に伴うCO ₂ 排出量および6.5ガスのCO ₂ 換算排出量。 燃料使用量に、日本においては地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度が提供する排出係数を、海外においては、原則、契約事業者から提供された排出係数を乗じて算定し、入手できない場合には国内拠点が採用している排出係数を採用している。
スコープ2		購入した電気・蒸気の使用に伴うCO ₂ 排出量。
	マーケット基準	エネルギー使用量に、日本においては、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度の「電気事業者別排出係数一覧」の排出係数を、海外においては、原則、契約事業者から提供された排出係数を乗じて算定し、入手できない場合にはロケーション基準の排出係数を採用している。
	ロケーション基準	エネルギー使用量に、日本においては全国平均係数を、海外においては各国で公開されている排出係数を乗じて算定。
スコープ3	カテゴリ1	事業活動における当該年度の調達重量に、製品・サービス種類ごとの「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算定。
	カテゴリ2	当該年度に取得した有形固定資産および無形資産の支出に、資本形成部門ごとの「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算定。
	カテゴリ3	燃料・エネルギー使用量に、燃料においてはDepartment for Environment, Food & Rural Affairs (UK) の排出係数を、エネルギー（電気/蒸気）においては、エネルギー種ごとの「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算定。
	カテゴリ4	各事業地域における製品や部品の輸送トンキロ（調達/出荷）に、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」に基づく排出係数を乗じて算定。
	カテゴリ5	該当年度の事業活動の廃棄物別発生量に、廃棄物の種類・廃棄方法ごとの「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算定。
	カテゴリ6	ノリタケ株式会社においては、当該年度の交通区分別出張費に交通区分ごとの「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算定。連結子会社においては、ノリタケ株式会社のカテゴリ6排出量から推定。
	カテゴリ7	日本においては拠点ごとに、従業員数、年間勤務日数および拠点情報に基づく「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算定。海外においては、日本のカテゴリ7排出量から推定。
	カテゴリ8	自社操業している賃借倉庫における購入した電気の使用に伴うCO ₂ 排出量。 当該用途の電力使用量にロケーション基準排出係数を乗じて算定。日本においては、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度においてスコープ2で算定済のため、そのままスコープ2として扱う。
	カテゴリ9	お客様が荷主となる製品や部品の海外輸送に伴うCO ₂ 排出量。 事業地域ごとに、仕向国別の輸送重量と輸送シナリオに基づき推定した輸送距離から輸送トンキロを算定し、「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」に基づく排出係数を乗じて算定。
	カテゴリ10	ノリタケグループのセラミック原料および電子ペーストのお客様における加工に伴うCO ₂ 排出量。 積層セラミックコンデンサに使用されるノリタケグループのセラミック原料および電子ペーストの代表品番について、電子情報技術産業協会が公開するLCI ^{※1} データベースに基づきカテゴリ10排出量を算定。セラミック原料全体または電子ペースト全体については、各代表品番のカテゴリ10排出量から推定。
	カテゴリ11	ノリタケグループのエンジニアリング事業製品および蛍光表示管の直接使用段階におけるCO ₂ 排出量。 エンジニアリング事業の製品群ごと、または蛍光表示管の代表品番について、使用例に基づくシナリオからエネルギー消費量を推定し、燃料においては地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度の排出係数を、電力においては全国平均係数を乗じてカテゴリ11排出量を算定。エンジニアリング事業の各製品群全体または蛍光表示管全体については、各代表品番のカテゴリ11排出量から推定。
	カテゴリ12	ノリタケグループの製品群について、出荷総重量と廃棄シナリオに基づき推定した廃棄物別発生量に、廃棄物の種類・方法ごとの「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算定。
	カテゴリ13	第三者に賃貸している資産の延床面積に、賃貸先での建物用途に基づく「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算出。
	カテゴリ14	ノリタケグループの所有する商標のライセンスにおけるCO ₂ 排出量。 当該年度におけるライセンス商品売上高に、ライセンス商品ごとの「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出量等の算定のための排出原単位データベース」の排出係数を乗じて算定。
	カテゴリ15	ノリタケ株式会社の保有投資株式において、各投資先企業が公開しているスコープ1、2排出量に当社保有株式数を乗じ、当該企業の発行済株式総数で除して算定。賃借対照表に計上されている株式投資総額の80%以上が算定対象。

※1 LCI : Life Cycle Inventoryの略で、製品のライフサイクル全体で「どんな資源を、どれだけ使い、どんな排出物が出るか」をリスト化するデータ表

独立した第三者保証報告書

2026年8月25日

ノリタケ株式会社
代表取締役社長
東山 明 殿アスエネヴェリタス株式会社
東京都港区虎ノ門1丁目3番1号
代表取締役CEO 小林 真之

アスエネヴェリタス株式会社（以下「当社」という。）は、ノリタケ株式会社（以下「会社」という。）のコーポレートサイト中のCO2排出量の削減ページ（https://www.noritake.co.jp/sustainability/environment/reduce_co2/）の「温室効果ガス排出量実績」及び「環境負荷の全体像」に記載されている2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）を対象とした以下の表に示す情報（以下「サステナビリティ情報」という。）について、限定的保証業務を実施した。

情報	2025年度 数値（単位）
温室効果ガス排出量 スコープ 1（直接排出）	30.6（千トン-CO ₂ e）
温室効果ガス排出量 スコープ 2（間接排出） マーケット基準	27.1（千トン-CO ₂ e）
温室効果ガス排出量 スコープ 2（間接排出） ロケーション基準	54.8（千トン-CO ₂ e）
温室効果ガス排出量 スコープ 3（その他の間接排出）のうち、以下のカテゴリ	
カテゴリ3：スコープ 1, 2 に含まれない燃料およびエネルギー関連活動	14.8（千トン-CO ₂ e）

会社の責任

会社は、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠してサステナビリティ情報を作成する責任を負っている。この責任は、不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のないサステナビリティ情報を作成するために必要な内部統制のデザイン、適用及び維持を含んでいる。

また、温室効果ガス排出量の算定は、様々なガスの排出量を結合するため必要な排出係数と数値データの決定に利用される科学的知識が不完全である等の理由により、固有の不確実性の影響下にある。

当社の独立性と品質マネジメント

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務、及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく、国際会計士倫理基準審議会の「職業会計士の倫理規程」が定める独立性及びその他の要件を遵守した。また、当社は、国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質マネジメントシステムを維持している。

当社の責任

当社の責任は、当社が実施した手続及び当社が入手した証拠に基づいて、サステナビリティ情報に対する限定的保証の結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の「国際保証業務基準3000 過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」及び「国際保証業務基準3410 温室効果ガス情報に対する保証業務」に準拠して、限定的保証業務を実施した。

当社が実施した手続は、職業的専門家としての判断に基づいており、質問、プロセスの観察、

文書の閲覧、分析的手続、算定方法と報告方針の適切性の検討、報告書の基礎となる記録との照合又は調整、及び以下を含んでいる。

- 会社の見積り方法が、適切であり、一貫して適用されていたかどうかを評価した。ただし、手続には見積りの基礎となったデータのテスト又は見積りの再実施を含めていない。
- データの網羅性、データ収集方法、原始データ及び現場に適用される仮定を評価するため、責任者への質問、証憑及び関連文書の閲覧を含む手続により、事業所の調査を実施した。

限定的保証業務で実施する手続は、合理的保証業務に対する手続と比べて、その種類と実施時期が異なり、その実施範囲は狭い。その結果、当社が実施した限定的保証業務で得た保証水準は、合理的保証業務を実施したとすれば得られたであろう保証水準ほどには高くない。

限定的保証の結論

当社が実施した手続及び入手した証拠に基づいて、サステナビリティ情報が、会社が採用した算定及び報告の基準に準拠して作成されていないと信じさせる事項はすべての重要な点において認められなかった。

以 上